

令和 8 年度 展示施設広報機能強化・多言語化事業委託業務 企画提案用 仕様書

1 業務名

令和 8 年度展示施設広報機能強化事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

3 事業目的

沖縄空手会館は、国内外に向けて「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信するための施設であることから、館内に設置した博物館相当施設である展示施設を文化観光拠点に位置付け、展示施設の魅力向上及び受入環境整備を行うことにより、沖縄が世界に誇る伝統文化である「空手」を観光資源として国内外から観光客を誘客し、周辺施設との連携及び相互送客により交流人口の増加を図る。

具体的には、沖縄空手や沖縄空手会館の魅力を紹介する各種製作物を作成するほか、ライト層の来館者を促すため、常設展・収蔵資料等に絡めた周遊プログラム（謎解きゲーム等）を企画・実施または収蔵資料等の多言語化含む解説文の作成を行い、多言語ガイド等の各サービスに反映することで、沖縄空手会館の魅力向上を図るとともに、インバウンド層のサービス向上と来訪を促進する。

4 委託料上限額

委託料は、10,450,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

5 委託業務の概要

主な業務は次のとおりとし、事業内容や方法等の変更が必要となった場合は、双方協議の上で取り決めるものとする。

(1) 広報機能強化業務

ア 各種 PR 製作物の作成

イ 沖縄空手会館常設展・収蔵資料等に絡めた各種プログラムの企画・実施

(2) 多言語化業務

ア 収蔵資料等の多言語化及び解説文の作成、多言語音声ガイド等への反映

(3) その他

ア 実施計画書、各種成果物及び事業完了報告書の作成と納入

イ その他、自主提案する事業内容

6 業務内容

(1) 広報機能強化事業

ア 各種 PR 製作物の作成

① 各種 PR 製作物の作成

- (a) 沖縄空手会館の魅力を国内外の幅広い層へ届けるため、展示施設や収蔵資料等紹介、沖縄空手の歴史・精神性の解説、沖縄空手会館で実施する体験プログラムを紹介する PR 動画及び記事・印刷物を作成すること。
 - (b) ターゲットは国内外の空手愛好家（約 1 億 3,000 万人）や空手未経験のライト層等とすること。
 - (c) これらの製作物は下記イの各種イベントでの利用を想定する。
 - (d) 配布数については適宜、県と相談のうえ決定すること。
- イ 沖縄空手会館常設展・収蔵資料等に絡めた各種イベントの開催
- ①周遊プログラムの企画・実施
 - (a) 楽しみながら資料への理解を深める仕組みを構築し、滞在時間の延長と満足度向上を図ることを目的とした館内プログラムとして、周遊プログラムを企画・実施すること。（例：謎解きゲームなど）
 - ②収蔵資料（武具や鍛錬具）等を模した製作物の作成
 - (a) 子どもでも安全かつ気軽に作成することができる、収蔵資料（武具・鍛錬具）等を模した製作物を作成すること。（例：クラフトホビーなど）
 - (b) 製作物は沖縄空手会館での配布を想定する。
 - (c) 配布数については適宜、県と相談のうえ決定すること。

(2)多言語化業務

ア 収蔵資料等の多言語化及び解説文の作成、多言語音声ガイド等への反映

- ①収蔵資料等を対象とした日本語解説文及び英語解説文の作成
 - (a) 多言語音声ガイドシステムやデジタルアーカイブへの掲載を踏まえ、沖縄空手会館の収蔵資料等を対象に日本語解説文及び英語解説文を作成すること。
 - (b) 日本語解説文作成にあつては、原則として沖縄空手に対しての一定の知識を有する学識経験者による作成となるよう留意すること。
 - (c) 英語解説文作成にあつては、原則として日本語解説文の単純な翻訳とならないよう、観光庁の公開する「how to 多言語」（下記 URL 参照）を参考に、ネイティブ話者かつ日本語が堪能なものによって各言語の話者が理解しやすい文章となるよう留意すること。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001998654.pdf>

 - (d) 解説文作成の対象数等は、資料数 100 点程度、文字量 200 字程度を想定する。
- ②多言語化音声ガイドシステム等への反映・公開
 - (a) ①で作成した日本語解説文及び英語解説文を、沖縄空手会館で令和 7 年度より運用している「沖縄空手会館多言語音声ガイドシステム」へ反映すること。
 - (b) 多言語化を実施する言語は中国語（北京語）・フランス語・スペイン語（南米）とする。
 - (c) 多言語化した言語を音声化して多言語音声ガイドシステムに反映すること。
 - (d) 反映にあたりその他必要な作業があれば対応すること。
 - (e) 反映にあつては多言語音声のネイティブチェックを実施すること。
- ③沖縄空手会館デジタルアーカイブへの反映・公開
 - (a) 令和 8 年度沖縄空手デジタルアーカイブ事業受託事業者との連携のうえで、

令和 7 年度より運用している「沖縄空手会館デジタルアーカイブ」へ反映すること。

(b) 多言語化を実施する言語は英語を想定すること。

(c) 反映にあたりその他必要な作業があれば対応すること。

④各種 PR 製作物等の英語化

(a) (1)のアで製作する各種 PR 製作物を英語化すること。

(b) (1)のイを必要に応じて英語化すること。

(c) 上記(a)及び(b)を必要に応じて英語以外の言語に翻訳すること。

(例：英語圏、スペイン語圏、フランス語圏など)

(3)その他

ア 実施計画書、支払関係帳簿、各種成果物及び事業完了報告書の作成と納入

①上記(1)～(2)の業務に係る実施計画書の作成及び提出

②上記(1)～(2)の業務に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管・提出

③上記(1)～(2)の業務に係る事業完了報告書及び製作物等の成果品の納入

イ その他、自主提案する事業内容

7 業務の実施体制

本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。実施体制については、組織体制図を作成すること。

8 業務進捗状況及び打ち合わせ

受託者は、必要に応じて、県との連絡会議の開催またはその他の適切な方法により、業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

ア 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

イ 契約の主たる部分の再委託

①契約金額の 1 / 2 を超える業務

②企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

エ 再委託の承認

上記ア～ウを踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するような簡易な業務については、承認手続の例外とする場合がある。

- | |
|---------------------|
| (ア) 資料の収集・整理 |
| (イ) 複写・印刷・製本 |
| (ウ) 原稿・データの入力及び集計 |
| (エ) 通訳・翻訳業務 |
| (オ) 荷物の輸送・移動手配 |
| (カ) 参考書籍・文献・消耗品の購入 |
| (キ) 写真・動画の撮影、編集 |
| (ク) 展示物等設営 |
| (ケ) その他、県が簡易と決定した業務 |

10 留意事項

- ア 本仕様書記載の委託業務の内容については、予算や諸事情によって変更することがある。
- イ 本仕様書に記載の無い事項並びに記載内容の変更又は詳細確認については、県と受託者との協議のうえ決定する。
- ウ 委託業務の実施にあたっては、県と密接な連携のもとで取り組むものとする。
- エ 実績報告の際は、経費の内訳はそれぞれ広報機能強化業務と多言語化業務に分けて当該内訳の比率は 4:6 程度とする。

11 著作権

- ア 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本委託業務終了後も効力を有する。
- イ 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は、沖縄県に帰属する。
- ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。